

賃金以外の処遇改善に関する取組

- 「社会福祉法人 知多福社会 職員の資格取得等支援要綱」に基づき、職務命令によらない職務に関連する資格取得及び研修の履修を目指す職員に対し受験に要した費用及び研修の履修に要した費用の全部又は一部に相当する額を報奨金として支給します。
- 「社会福祉法人 知多福社会 人事考課規程」及び「社会福祉法人 知多福社会 人事考課実施要綱」に基づき、資格や経験年数等の要件を満たす職員を昇格させます。
- 職員のインフルエンザ予防接種費用を法人が負担します。
- 非正規職員から正規職員への転換を積極的に行っています。
- 職員互助会を設置し、会員の相互共済と親睦及び福利増進を図っています。
- 知多地区勤労者福祉サービスセンター（わーくりい知多）に加入し、職員及び家族の福利厚生を図っています。
- 政府労災で認定された労災事故に伴う職員の休業補償について、政府労災の補償金に上乘せして、法人が補償金を支払います。

令和2年10月1日

社会福祉法人 知多福社会